

○財務省告示第二百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年七月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五

十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 運営に必要な財源の確保を図る

ための公債の発行の特例に関する

法律（平成二十四年法律第百

一号）第二十一条並びに特別

会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 法 入
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 ・ 別 債 札 格 決
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 定
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 の

発 別 に ご 務 後 格 競
 行 参 よ と 大 に 競 争
 一 加 る に 臣 行 争 入
 と 者 発 応 が わ れ 札 発
 い ・ 行 募 各 れ 札 行
 う 第 (限 国 入 の 行
) II 以 度 債 入 募 一
 非 下 額 市 札 入 と
 価 一 を 場 特 あ 決 いう
 格 国 債 め 別 参 て を 及
 争 市 る も 加 者 財 た 価
 入 場 の 者 財 た 価
 札 特 の 者 財 た 価

込 募 各 当 も 各
 み 限 国 て の 申
 の 度 債 る か 込
 応 額 市 。 ら み
 募 範 場 特 の う
 額 を 割 内 参 割 募 額 を 順 次 割 り
 り 割 り 当 て る 。 各 申

法 め 営 一 つ 定 う 額
 律 の に 億 い に ち 面
 第 公 必 四 て 基 ` 金
 二 債 要 千 は づ 財 額
 条 の な 五 ` き 政 で
 第 発 財 百 額 発 法 一
 一 行 源 七 面 行 第 兆
 項 の の 十 金 し 四 八
 の 特 確 万 額 た 条 百
 規 例 保 円 で 利 第 九
 定 に を ` 九 付 一 十
 に 関 函 財 百 国 項 一
 基 する 政 四 債 の 億
 づ る た 運 十 に 規 円

八					七								
額最					払込金額								
低額面金	行争非者特	国債市	行争非者特	国債市	行争非者特	国債市	行争非者特	国債市	行争非者特				
額	入札発	格第II加	入札発	格第I加	入札発	格第II加	入札発	格第I加	入札発				
五 万 円		円	二 百 二 十 七 億 二 千 四 百 九 十 七 万	千 九 十 九 億 二 千 七 十 八 万	一 兆 九 百 三 億 七 百 十 五 万	で	二	百	二	十	七	億	円

き発行した利付国債について
は、額面金額で九千九百四十九
億五千四百三十万円（平成二十
七年年度予算分）
財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律第二条第一項の規定
に基づき発行した利付国債につ
いて、額面金額で千九十八億
円（平成二十七年年度予算分）
特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額
で二百二十七億円

九 振替単位

十 一 発行日

十 二 発行格

十 三 発行格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十七年六月二十二日

その金額につき百円以上の額を募集し、その額を次算式により算出する。期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 2}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとし、振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金

十四 初期利子

十五 第二期利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元利支

十九 払入者
二十 払込期日

額に百分の二十・三一五を乗じ、た金額（ただし、当該債権を發行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける者又は外国税法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以、前六月間に属する利子を支払う。

日本銀行額百円につき百円
財務大臣から通知を受けた者

平成二十七年六月二十二日